

介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまでに数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃金改善以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

介護職員等特定処遇改善加算の取得について

当法人では、事業所ごとに算定要件を満たす加算を取得しています。

職場環境等要件について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

(1) 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ・小規模事業者の共同による研修のための制度構築

(2) 労働環境・処遇の改善

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（パソコン・タブレット端末を活用）による介護職員の事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボット導入

(3) その他

- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換制度導入
- ・家庭と仕事両立のため多様な働き方を実現するために、正規職員に2つのコースを設け本人の希望を聞いた上で選択運用していく制度の導入